

個人番号（マイナンバー）の届出について

ご担当者の皆さま、平素よりお世話になっております。

さて、最近、当組合に対して、加入する皆さまの健康保険の資格に関する医療機関からの問い合わせや、被保険者ご本人やご家族から、以下のようなトラブルの報告があります。

医療機関の窓口において保険証をちゃんと提示したのに、「該当資格なし」と言われて、保険診療が受けられなかった。

現在、オンライン資格確認に向けた取り組みが進められており、保険医療機関では、マイナンバーカードを利用する場合だけでなく、健康保険証で受診した場合であっても、オンラインによる被保険者(または被扶養者)資格の確認を実施することがあります。

この際、当組合に個人番号(マイナンバー)が届出されていない場合には、保険医療機関において被保険者等の資格の有無が確認できない(注)として、かかった医療費の全額自己負担を求められることもあるようです。

(注) 医療機関が、健康保険証の情報を用いてオンライン資格確認を行う場合、マイナンバーが登録されていないと、医療機関の資格確認用の機器に「該当資格なし」と表示され、資格を喪失している場合の表示「無効(資格喪失)」と混同されるケースもあるようです。

なお、「該当資格なし」との表示の場合には、提示された健康保険証による保険診療の取扱いをするよう、国が保険医療機関向けに作成したマニュアルに示されています。

こうしたことを避ける観点からも、下記のとおり、当組合への個人番号の届出をお願いします。

健康保険では、被保険者および被扶養者の加入に際して、「資格取得届」や「被扶養者(異動)届」に個人番号を記載して、加入者の個人番号を当組合へと届け出ることとなっていますが、出生時や来日時などの未通知の場合を含め、事業所ご担当者において未確認のため各届書に個人番号が未記入であっても、保険資格の証である被保険者証(保険証)の交付を優先させております。

この場合、後日、個人番号が確認でき次第、別途「個人番号登録届」により届出するようお願いしていますが、これが徹底されていない現状にあります。

個人番号が当組合に届出されていないと、オンライン資格確認ができない、つまりマイナンバーカードの保険証利用ができないといった不都合があり、また上記のような誤解やトラブルの原因にもなっております。

従業員の入社やご家族の増員など、新たに被保険者や被扶養者として健康保険に加入する際には、各届書に個人番号を記載し、必ず加入時に当組合へと個人番号を届け出るよう、徹底(委託先を含む)をお願いします。

以上、ご不明な点などございましたら、資格課までお問い合わせください。